



鳥取県公報

平成15年9月16日(火)
号外第120号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 家畜伝染病のまん延の防止に関する規則(77)(畜産課)..... 2

——— 公布された規則のあらまし ———

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則

1 趣旨(第1条関係)

この規則は、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するため、家畜等の移入等の禁止等について必要な事項を定めるものとする事とした。

2 定義(第2条関係)

(1) この規則において「家畜伝染病」とは、法に規定する家畜伝染病のうち、腐蝕病以外のものをいうこととした。

(2) この規則において「家畜」とは、牛、馬、めん羊、やぎ、豚、鶏、あひる及びうずら並びに家畜伝染病予防法施行令に掲げる家畜をいうこととした。

(3) この規則において「家畜等」とは、家畜、その死体及び家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品をいうこととした。

3 家畜等の移入の禁止等(第3条関係)

(1) 法の規定により、知事が指定する県外の区域からの知事が指定する家畜等の移入を禁止することとした。

(2) 法の規定により、知事が指定する区域においては、知事が指定する家畜等の移動、当該区域外からの移入又は当該区域外への移出を禁止することとした。ただし、家畜伝染病のまん延を防止するため支障がないと知事が認める場合において、当該家畜等を船車に積み込んだまま当該区域を通過し、又は家畜防疫員の指示に基づいて当該区域を移動するものについては、この限りでないこととした。

4 家畜集合施設の開催等の停止(第4条関係)

法の規定により、知事が指定する区域においては、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催又はと畜場若しくは化製場の事業を停止することとした。

5 放牧等の停止(第5条関係)

法の規定により、知事が指定する区域においては、知事が指定する家畜の放牧、種付、と畜場以外の場所におけるとさつ又はふ卵を停止することとした。

6 告示(第6条関係)

(1) 3から5までによる指定は、告示をもって行うものとする事とした。

(2) (1)の告示には、指定する事項のほか指定に係る期間その他必要な事項を記載するものとする事とした。

(3) (1)の指定の解除は、告示をもって行うものとする事とした。

7 施行期日等

(1) この規則は、公布の日から施行することとした。

(2) 次に掲げる規則は、廃止することとした。

- ア 豚コレラ予防に関する規則
- イ ニューカッスル病予防に関する規則
- ウ 牛の流行性感冒予防に関する規則
- エ 炭そ予防に関する規則

規 則

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則をここに公布する。

平成15年9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第77号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第32条第1項、第33条及び第34条の規定に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するため、家畜等の移入等の禁止等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「家畜伝染病」とは、法第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち、腐蛆病以外のものをいう。

2 この規則において「家畜」とは、牛、馬、めん羊、やぎ、豚、鶏、あひる及びうずら並びに家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)第1条の表下欄に掲げる家畜をいう。

3 この規則において「家畜等」とは、家畜、その死体及び家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品をいう。

(家畜等の移入の禁止等)

第3条 法第32条第1項の規定により、知事が指定する県外の区域からの知事が指定する家畜等の移入を禁止する。

2 法第32条第1項の規定により、知事が指定する区域においては、知事が指定する家畜等の移動、当該区域外からの移入又は当該区域外への移出を禁止する。ただし、家畜伝染病のまん延を防止するため支障がないと知事が認める場合において、当該家畜等を船車に積み込んだまま当該区域を通過し、又は家畜防疫員の指示に基づいて当該区域を移動するものについては、この限りでない。

(家畜集合施設の開催等の停止)

第4条 法第33条の規定により、知事が指定する区域においては、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催又はと畜場若しくは化製場の事業を停止する。

(放牧等の停止)

第5条 法第34条の規定により、知事が指定する区域においては、知事が指定する家畜の放牧、種付、と畜場以外の場所におけるとさつ又はふ卵を停止する。

(告示)

第6条 前3条の規定による指定は、告示をもって行うものとする。

2 前項の告示には、指定する事項のほかに指定に係る期間その他必要な事項を記載するものとする。

3 第1項の指定の解除は、告示をもって行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(豚コレラ予防に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 豚コレラ予防に関する規則(昭和26年鳥取県規則第45号)

(2) ニューカッスル病予防に関する規則(昭和26年鳥取県規則第47号)

(3) 牛の流行性感冒予防に関する規則(昭和26年鳥取県規則第52号)

(4) 炭そ予防に関する規則(昭和30年鳥取県規則第4号)

